

武蔵野市立学校改築懇談会設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）を改築するにあたり、武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が改築する学校（以下「改築校」という。）の基本計画（以下「改築基本計画」という。）の策定及び設計を行う過程で、学校関係者、保護者、地域住民等の意見を聴きながら事業を進めるため、改築校ごとに学校改築懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 懇談会は、教育委員会が策定する改築基本計画及び改築基本計画に基づく設計に対して、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 武蔵野市学校施設整備基本計画、改築校の校地の条件、独自性、地域性等を踏まえた、改築にあたっての理念及び基本的な考え方に関すること。
- (2) 改築校の校地の条件による課題及びその対応に関すること。
- (3) 改築校の校舎の配置に関すること。
- (4) 改築校に整備する教室その他の必要な施設及びその配置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、改築基本計画の策定及び設計のために検討が必要な事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（座長及び副座長）

第 4 条 懇談会に座長及び副座長各 1 人を置く。

- 2 座長は、改築校の校長をもって充て、副座長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会務を総括し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から改築校に関する実施設計が終了した日までとする。

（会議）

第 6 条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会があらかじめ市長と協議して定める。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

校長
副校長
P T Aを代表する者1人
開かれた学校づくり協議会を代表する者1人
小学校の場合 学区を所管する青少年問題協議会地区委員会を代表する者1人
中学校の場合 学区内の小学校の学区を所管する青少年問題協議会地区委員会を代表する者各1人
改築校の所在地をコミュニティ区域とするコミュニティ協議会を代表する者1人
学区を所管する民生児童委員を代表する者1人
改築校の所在地を所管する地域福祉活動推進協議会を代表する者1人
改築校を拠点とする避難所運営組織を代表する者1人
小学校の場合 学区内に在住する未就学児の保護者1人
中学校の場合 学区内の小学校の児童の保護者各1人
学区内に在住する18歳以上の者1人